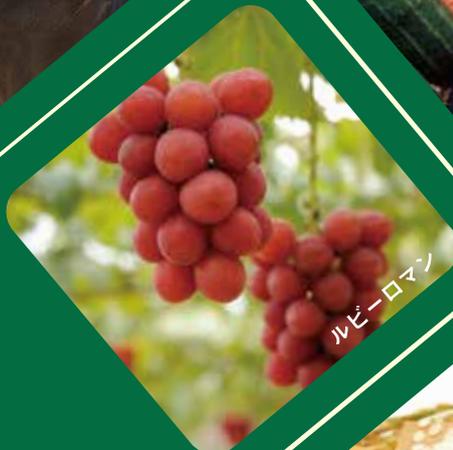


# ガンバル農業者応援します

## 「公的保証」で

農業者のみなさまの  
経営の安定を支えて  
いきます



石川県農業信用基金協会

## ご利用案内

Ishikawa Prefecture Agricultural Credit Fund Association

石川県農業信用基金協会は農業信用保証保険法に基づいて設立された法人で、石川県内において債務保証業務を行う公的な保証機関です。

画像提供：エアリーフローラ(エアリーフローラプロモーション実行委員会)/加賀野菜(金沢市)/ルビーロマン(石川県観光連盟)/のどてまり(世界農業遺産活用実行委員会)

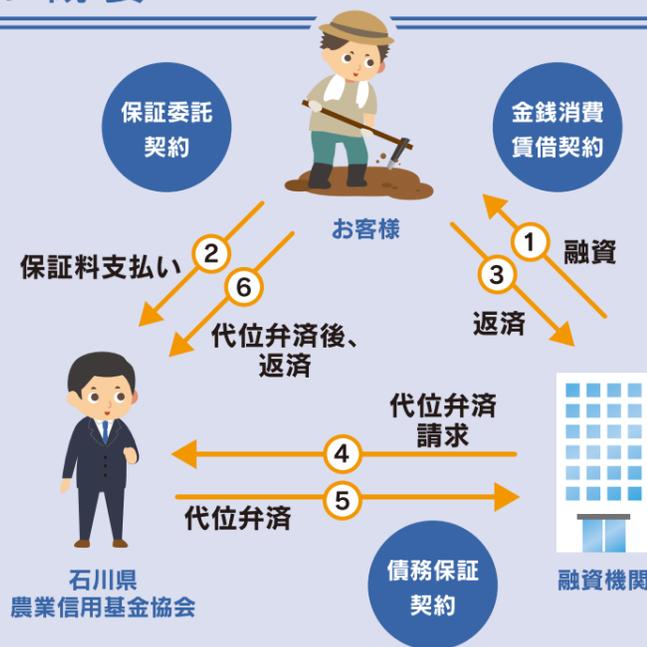
平成30年3月現在

# 石川県農業信用基金協会をご利用されるにあたって

## 石川県農業信用基金協会の概要

石川県農業信用基金協会（以下、「基金協会」といいます。）は、農業信用保証保険法に基づいて設立された法人で、石川県内において債務保証業務を行う公的な保証機関です。農業信用保証保険制度により、農業者等の方が必要とする資金の円滑な調達を支援しています。

※農業信用保証保険制度は、農業者等の方の信用力を補完し農業経営改善等に必要資金の円滑な調達を支援する制度で、基金協会が債務保証を行う「農業信用保証制度」と、この保証債務を「独立行政法人農林漁業信用基金」が行う保証保険により補完する「農業信用保証制度」から成り立っています。



## 基金協会保証のメリット

農業者等の方

- 基金協会の保証によって、信用力が補完され融資が受けやすくなります。また、農業近代化資金等の殆どの特定資金については、原則として一定額までは融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲外の保証人を要しません。
- 災害や病気等により延滞が発生した場合でも、償還期限延長など本人の返済の能力に見合った返済方法を検討します。

### ご利用の注意点

■基金協会の保証をご利用いただくためには以下の要件のいずれかを満たす必要があります。

- 石川県内に住所を有する農業者の方で、基金協会の会員である石川県内農業協同組合の組合員である方。
- 石川県内に住所を有する農業者の方で、基金協会の会員となっている方。

■融資機関のご利用負担

当会をご利用いただく際には、融資機関の利用負担があります。詳しくは、基金協会までお問い合わせください。

### 保証の限度額

①農業近代化資金をはじめとする制度資金（以下「特定資金」という。）

⇒各制度資金の要綱に定める額まで

（例）農業近代化資金借入限度額個人農業者1,800万円

②上記①以外の資金（以下「一般資金」という。）

⇒各種資金の債務保証要項に定める額まで

（例）プロパー資金借入限度額個人農業者5,000万円

### 無担保無保証人の保証の限度額

	個人限度額 (万円)	法人・団体限度額 (万円)
認定農業者 <sup>※2</sup>	3,600	7,200
認定農業者以外	3,000	6,000

※1 ここで挙げる無担保無保証人とは、融資対象物件以外の担保及び同一経営範囲外の連帯保証人を徴求しない場合を指します。また、法人の場合には同一経営範囲内の連帯保証人、任意団体の場合は同一経営範囲内の連帯債務者が必要となりますが、経営者保証に関するガイドラインに基づき所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、経営者の意思等も確認したうえで連帯保証人を必要としない可能性を検討します。

※2 認定農業者とは、「農業経営改善計画」を作成して市町の認定を受けた農業者の方です。

### 基金協会の審査

基金協会では融資機関より提出いただいた申込書類により、迅速かつ公正な審査を行っております。また過去の実績だけでなく、事業計画の妥当性や将来性、経営者の資質等を総合的に評価していることから、新規参入等、実績に不安のある申込者の方にも柔軟に対応しており、地域農業の活性化に貢献できるよう努めています。

### 被保証者及び連帯保証人の主な資格について

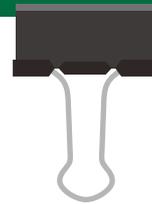
- これから農業を開始するもしくはすでに農業を行っている個人、法人、任意団体等
- 満18才以上の法律行為能力者
- 貸付金の返済に特に懸念がないと認められる者、主たる債務に対して連帯して返済能力を有すると認められる者
- 基金協会の求償債務者でない者
- 反社会的勢力と関係がない者、または、反社会的な行為をする恐れがない者

### 債務保証の申込みから借入金の返済までの流れ

- 農業者** 農業者等は、借り入れの申込みの際に、融資機関を通じ「債務保証委託申込書」等を基金協会に提出します。
- 融資機関** 融資機関は、「債務保証委託申込書」に、意見書等を添付して、基金協会に提出します。
- 基金協会** 基金協会は、「債務保証委託申込書」等を受理後すみやかに審査し、また必要に応じて実地に調査をします。
- 基金協会** 基金協会は、保証の承諾を決定したときは、融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、融資機関を通じ申込みのあった農業者等に承諾の通知書を交付します。承諾しない場合も、その旨、融資機関と農業者等に通知書を交付します。
- 農業者** 農業者等は、融資機関を通じ「債務保証委託証書」を基金協会に提出します。
- 基金協会** 基金協会は、農業者等から「債務保証委託証書」を受理したときは、「債務保証書」を融資機関に交付します。
- 融資機関** 融資機関は、農業者等と金銭消費貸借契約等を締結し、「債務保証書」に基づいて、貸付けを行います。貸付けをした際、基金協会にその旨を報告します。
- 農業者** 農業者等は、基金協会に保証料を支払います。
- 農業者** 農業者等は、返済条件により融資機関に借入金を返済します。



# 主な農業資金



■基金協会が取り扱う主な農業資金は、下記の通りです。  
 詳細につきましては、基金協会までお問い合わせください。

	資金名	資金内容	利用対象者	貸付限度額	保証範囲(%)
特定資金	農業近代化資金	農地や機械・施設等の改良、造成、取得等に要する中、長期資金（農地取得は除く）	認定農業者 その他担い手 集落営農組織	個人1,800万円 法人・団体2億円	100
	農業改良資金	農業の新たな分野へチャレンジするための資金	エコファーマー 六次産業化法や農商工等 連携促進法の認定者等	個人5,000万円 法人等1.5億円	100
	青年等就農資金	青年等就農計画の達成に必要な資金	認定新規就農者	3,700万円 特認1億円	100
	農業経営改善 促進資金 (スーパーS)	農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金	認定農業者	個人500万円 法人2,000万円	100
	農業経営負担 軽減支援資金	営農負債の借換資金（金利5%以下の国の制度資金を除く）	農業者	営農負債の残高	100~90
	畜産特別資金	大家畜及び養豚経営の経営安定のために必要な資金	負債の償還が困難な 大家畜及び養豚経営者	既往負債のうち 償還が困難な額	100~90
	畜産経営維持 安定特別対策 に係る資金	大家畜及び養豚経営の経営安定のために必要な資金	畜産経営者	家畜の種類及び 用途による	100~70
一般資金	各融資機関 ブローカー資金	農業者の事業等に必要 な設備資金及び 運転資金	農業者 (各融資機関の要項に基づく)	各融資機関の 要項の範囲内	100

## お問い合わせ窓口

〒920-0383

石川県金沢市古府1丁目220番地  
石川県農業信用基金協会 業務課

TEL.

076-240-5584